

諮問日：平成30年7月4日（平成30年度（最情）諮問第21号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第1号）

件名：最高裁判所の見学者名簿の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の見学者名簿（平成29年分）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、見学者名簿のうち別紙1記載の各部分（以下、併せて「本件対象文書」という。）に係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）については、別紙2記載の各部分を開示すべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断において法5条1号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分のうち、「団体名等」欄記載の団体名については、他の記載とあいまって「代表者氏名」欄記載の個人名の特定につながるものであることから、個人識別情報に相当すると考えたものである。しかし、改めて検討した結果、団体名のうち私立学校については、明らかに一定規模以上の構成員が存在し、

「代表者氏名」欄記載の個人名との関連性もあまり強くないものと考えられることから、これを公にしても「代表者氏名」欄記載の個人名の特定には至らないと考えるに至った。これにより、新たに開示することとなる団体名は、別紙2のとおりである。

原判断において同号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分のうち、その余の部分は、「代表者氏名」欄記載の個人が自署した氏名及び職員の印影であり、いずれも個人識別情報に相当する。

2 本件不開示部分のうち事務所名等については、公にすると最高裁判所の国会対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

3 したがって、本件不開示部分のうち別紙2記載の各部分については、開示することが相当であるが、その余の部分については、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当し、不開示とすべきものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |            |                       |
|---|------------|-----------------------|
| ① | 平成30年7月4日  | 諮問の受理                 |
| ② | 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年9月21日    | 本件対象文書の見分及び審議         |
| ④ | 同年11月16日   | 審議                    |
| ⑤ | 平成31年1月18日 | 審議                    |
| ⑥ | 同年2月13日    | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月22日      | 審議                    |
| ⑧ | 同年3月15日    | 審議                    |

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明及び本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、「団体名等」欄のうち私立学校等の一部の団体に係る団体

名、「代表者氏名」欄記載の個人が自署した氏名及び職員の印影であることが認められる。

最高裁判所事務総長は、原判断において法5条1号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分のうち、「団体名等」欄記載の団体名については、他の記載とあいまって「代表者氏名」欄記載の個人名の特定につながるものであることから、個人識別情報に相当すると考えたが、改めて検討した結果、私立学校の団体名については、明らかに一定規模以上の構成員が存在し、「代表者氏名」欄記載の個人名との関連性もあまり強くないものと考えられることから、これを公にしても「代表者氏名」欄記載の個人名の特定には至らないと考えるに至ったと説明する。このような説明の内容及び見分の結果を踏まえて検討すれば、私立学校の団体名については、本件対象文書中の他の記載を考慮しても、「代表者氏名」欄記載の個人が特定されるとは認められない。他方、本件不開示部分のうち「団体名等」欄記載のその余の部分については、その記載内容に照らして検討すれば、他の記載とあいまって「代表者氏名」欄記載の個人が特定されるおそれがあり、また、記載されている国会に関連する事務所の名称等が明らかになると最高裁判所の国会対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

そのほか、本件不開示部分のうち、「代表者氏名」欄記載の個人が自署した氏名及び職員の印影については、同号に規定する個人識別情報と認められる。

したがって、本件不開示部分のうち別紙2記載の各部分については、法5条1号に規定する不開示情報に相当するとは認められず、開示すべきであるが、その余の部分については、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別紙2記載の各部分は、法5条に規定する不開示情報に相当するとは認められないから、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号及び6号に規定する不開示

情報に相当すると認められるから、不開示としたことは妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委       員            久   保            潔

委       員            門   口   正   人

別紙 1

- 1 見学者名簿（来庁日が1月10日，来庁時刻が9時6分で始まるもの）
- 2 見学者名簿（来庁日が1月10日，来庁時刻が14時45分で始まるもの）

## 別紙 2

1 見学者名簿（来庁日が1月10日，来庁時刻が9時6分で始まるもの）のうち

以下の「団体名等」欄

- (1) 2枚目上から6段目
- (2) 6枚目上から1段目
- (3) 10枚目下から2段目
- (4) 10枚目下から1段目
- (5) 16枚目上から1段目
- (6) 16枚目上から2段目
- (7) 16枚目上から3段目
- (8) 16枚目上から10段目
- (9) 16枚目下から5段目
- (10) 20枚目下から5段目
- (11) 26枚目上から6段目
- (12) 26枚目上から7段目
- (13) 26枚目下から1段目
- (14) 27枚目下から3段目
- (15) 27枚目下から2段目
- (16) 28枚目上から8段目
- (17) 28枚目上から9段目
- (18) 28枚目下から4段目
- (19) 28枚目下から2段目
- (20) 29枚目上から5段目
- (21) 31枚目上から8段目
- (22) 32枚目下から2段目
- (23) 37枚目上から5段目

- (24) 4 0 枚目上から 1 段目
- (25) 4 2 枚目上から 8 段目
- (26) 4 6 枚目下から 3 段目
- (27) 4 7 枚目下から 2 段目
- (28) 4 9 枚目下から 1 段目
- (29) 5 2 枚目下から 4 段目
- (30) 5 3 枚目上から 1 段目
- (31) 5 3 枚目上から 6 段目
- (32) 5 4 枚目下から 7 段目
- (33) 5 6 枚目上から 2 段目
- (34) 5 6 枚目上から 3 段目
- (35) 5 6 枚目下から 1 段目
- (36) 5 7 枚目下から 2 段目
- (37) 5 9 枚目下から 5 段目
- (38) 6 1 枚目上から 5 段目
- (39) 6 1 枚目下から 7 段目
- (40) 6 1 枚目下から 4 段目
- (41) 6 3 枚目上から 5 段目
- (42) 6 3 枚目上から 6 段目
- (43) 6 3 枚目下から 6 段目
- (44) 6 3 枚目下から 5 段目
- (45) 6 4 枚目下から 6 段目
- (46) 6 4 枚目下から 5 段目
- (47) 6 5 枚目上から 2 段目
- (48) 6 5 枚目上から 7 段目
- (49) 6 5 枚目上から 9 段目

- (50) 6 5 枚目下から 2 段目
- (51) 6 6 枚目上から 2 段目
- (52) 6 6 枚目上から 4 段目
- (53) 6 7 枚目上から 5 段目
- (54) 6 7 枚目上から 6 段目
- (55) 6 9 枚目下から 6 段目
- (56) 6 9 枚目下から 4 段目
- (57) 7 0 枚目上から 7 段目
- (58) 7 3 枚目上から 4 段目
- (59) 7 4 枚目上から 6 段目
- (60) 7 4 枚目下から 3 段目
- (61) 7 7 枚目下から 7 段目
- (62) 7 9 枚目上から 5 段目

2 見学者名簿（来庁日が 1 月 1 0 日，来庁時刻が 1 4 時 4 5 分で始まるもの）の

うち以下の「団体名等」欄

- (1) 1 枚目上から 4 段目
- (2) 1 枚目上から 5 段目
- (3) 1 枚目上から 6 段目
- (4) 1 枚目上から 7 段目
- (5) 1 枚目上から 8 段目
- (6) 1 枚目上から 9 段目
- (7) 1 枚目上から 1 0 段目
- (8) 1 枚目上から 1 1 段目
- (9) 1 枚目上から 1 2 段目
- (10) 2 枚目上から 9 段目
- (11) 3 枚目上から 2 段目



- (12) 3枚目上から7段目
- (13) 3枚目下から7段目
- (14) 3枚目下から6段目
- (15) 5枚目上から7段目
- (16) 5枚目上から8段目
- (17) 6枚目上から5段目